

佐賀県規則第17号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>略</p>	略	1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略	2～4 略	略	<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略 <u>(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有・無</u> <u>（注） 2級と診断する場合、記載すること。</u></td> </tr> <tr> <td>2～4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>略</p>	略	1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略 <u>(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有・無</u> <u>（注） 2級と診断する場合、記載すること。</u>	2～4 略	略
略									
1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略									
2～4 略									
略									
略									
1 「聴覚障害」の状態及び所見 (1)～(4) 略 <u>(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有・無</u> <u>（注） 2級と診断する場合、記載すること。</u>									
2～4 略									
略									

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行し、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則様式第6号の規定は、同日以後に交付される医師の診断書及び意見書について適用する。

（経過措置）

- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式第6号の用紙を使用して交付された医師の診断書及び意見書は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則様式第6号の規定にかかわらず、平成27年6月30日までの間、使用することができる。